

相談支援事業所きゃんばす 運営規程

一般相談支援事業（指定地域移行支援・指定地域定着支援）

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人若竹会(以下「事業者」という。)が設置する「相談支援事業所きゃんばす」(以下「事業所」という。)において実施する指定地域移行支援及び指定地域定着支援(以下「指定地域相談支援」という。)の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営に関する事項を定め、指定地域相談支援の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、常に当該利用者の立場に立った適切な指定地域相談支援の提供を確保することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 指定地域移行支援の実施に当たっては、利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者につき、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談その他の必要な支援を行うものとする。

2 指定地域定着支援の実施に当たっては、利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者との常時の連絡体制を確保し、当該利用者に対し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に相談その他の必要な支援を行うものとする。

3 指定地域相談支援の運営に当たっては、市町村、障害福祉サービス事業者等の関連機関と密接な連携を図り、当該利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情に応じ、適切かつ効果的に行うものとする。

4 事業者は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に当該利用者の立場に立った指定地域相談支援の提供に努めるものとする。

5 事業者は、前各項に定めるもののほか、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第27号)に定める内容、その他関係法令等を遵守し、指定地域相談支援を実施するものとする。

（事業所の名称及び所在地）

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 相談支援事業所きゃんばす
- (2) 所在地 岩手県宮古市崎楯ヶ崎第4地割1番地6

（従業者の職種、員数及び職務の内容）

第4条 事業所における職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名(常勤職員、兼務可)
 - (ア) 管理者は、従業者に基本相談支援に関する業務、地域移行支援計画の作成その他指定地域移行支援に関する業務及び地域定着支援台帳の作成その他指定地域定着支援に関する業務を担当させるものとする。

(イ) 管理者は、相談支援専門員にその他の従業者に対する技術的指導及び助言を行わせるものとする。

(ウ) 管理者は、従業者の管理、指定地域移行支援又は指定地域定着支援の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、当該従業者に、この規程及び関係法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

(2) 相談支援専門員 1名以上(常勤)

相談支援専門員は、基本相談支援、指定地域相談支援に関する次の業務を行うものとする。

(ア) 基本相談支援に関する業務

地域の障害者若しくは障害児(以下「障害者等」という。)の福祉に関する各般の問題につき、障害者等、障害児の保護者又は障害者等の介護を行う者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、併せてこれらの者と市町村及び指定障害福祉サービス事業者等との連絡調整、その他の必要な便宜を総合的に供与する。ただし指定計画相談支援及び指定障害児相談支援に関するものを除く。

(イ) 指定地域移行支援に関する業務

利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者につき、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談その他の必要な支援を適切かつ効果的に行う。

(ウ) 指定地域定着支援に関する業務

利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者との常時の連絡体制を確保し、当該利用者に対し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に相談その他の必要な支援を適切かつ効果的に行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。

ただし、一部の国民の祝日、12月30日から翌年1月3日を除く。

(2) 営業時間 午前9時から午後6時までとする。

(3) 上記の営業日及び営業時間のほか、指定地域移行支援における1人暮らしに向けた体験的な宿泊及び指定地域定着支援における緊急の事態への対処等を実施するため、適切な方法により、当該利用者との常時の連絡体制を確保しつつ、必要な措置を講じるものとする。

(通常の事業の実施地域)

第6条 通常の事業の実施地域は、宮古市、山田町、岩泉町及び田野畑村の全域とする。

(指定地域相談支援を提供する主たる対象者)

第7条 事業所において指定地域相談支援を提供する主たる対象者は、次のとおりとする。

- (1) 身体障害者
- (2) 知的障害者
- (3) 精神障害者
- (4) 難病等対象者
- (5) 障害児

(指定地域相談支援の提供方法及び内容)

第8条 事業所で行う指定地域相談支援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 日常生活全般に関する相談
- (2) 地域の障害福祉サービス事業者等の情報提供
- (3) 指定地域移行支援に関する内容
 - ア 地域移行支援計画の作成及び評価
 - イ 地域に移行するための活動に関する面接又は同行による支援
 - ウ 障害福祉サービスの体験的な利用
 - エ 体験的な宿泊
- (4) 指定地域定着支援に関する内容
 - ア 地域定着支援台帳の作成及び評価
 - イ 利用者の心身の状況及び障害の特性等に応じた常時の連絡体制の確保
 - ウ 緊急時における一時的な滞在等による支援
 - エ 訪問等による利用者の状況の把握
- (5) 前各号に掲げる便宜に附帯する便宜
 - (1)から(4)までに附帯するその他必要な相談支援、助言等

(利用者から受領する費用及びその額)

第9条 事業所は、法定代理受領を行わない指定地域相談支援を提供した際は、利用者から法第 51 条の 14 第 3 項の規定により算定された地域相談支援給付費の額の支払いを受けるものとする。

(苦情解決)

第10条 事業所は、提供した指定地域相談支援に関する利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の措置を講じるものとする。

2 事業所は、提供した指定地域相談支援に関し、法第 10 条第 1 項の規定により市町村が、また、法第 48 条第 1 項の規定により岩手県知事又は市町村長が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令、又は当該職員からの質問若しくは事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者等からの苦情に関して市町村又は岩手県知事及び市町村長が行う調査に協力するとともに、市町村又は岩手県知事及び市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

- 3 事業所は、社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号)第 83 条に規定する運営適正化委員会が同法第 85 条の規定により行う調査又はあつせんのできる限り協力するものとする。

(個人情報保護)

第11条 事業所は、その業務上知り得た利用者等の個人情報については、個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)その他関係法令等を遵守し、適正に取り扱うものとする。

- 2 従業者は、その業務上知り得た利用者等の秘密を保持するものとする。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者等の秘密を保持するため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨に従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 事業所は他の障害福祉サービス事業者等に対して、利用者等に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者等の同意を得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

第12条 事業者は、利用者の人権の擁護・虐待の発生または再発を防止するため、次の措置を講ずるよう努めるものとする。

- (1) 虐待防止に関する責任者の選定及び設置
- (2) 成年後見制度の利用支援
- (3) 苦情解決体制の整備
- (4) 従業者に対する虐待の発生及び再発の防止を啓発・普及するための定期的な研修の実施
- (5) 虐待防止委員会の定期的な開催及び開催結果の従業者への周知徹底
- (6) 前 2 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

(感染症の発生・まん延防止のための対策)

第13条 事業所は、事業所内において感染症が発生し、又はまん延しないよう、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催及びその結果について従業者への周知徹底
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針の整備
- (3) 従業者に対する感染症の予防およびまん延防止のための研修並びに訓練の定期的な実施

(業務継続計画の作成)

第14条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定地域相談支援の提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行なう必要がある。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(地域生活支援拠点等の機能を担う事業所)

第 15条 事業所は「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針(平成 18 年厚生労働省告示第 395 号)第一の二の 3」に規定する地域生活支援拠点等として次の機能を担う。

(1)相談

情事の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に必要支援を行う機能。

(2)緊急時の受入れ・対応

短期入所を活用した常時の緊急受け入れ体制を確保した上で、介護者の急病や障害者の状態変化等の緊急時の受入れや医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能。

(3)体験の機会・場

地域移行支援や親元からの自立等に当たって、共同生活援助等の障害福祉サービスの利用や一人暮らしの体験の機会・場を提供する機能。

(4)専門的人材の確保・養成

医療的ケアが必要な者や行動障害を有する者、高齢化に伴い重度化した障害者に対して、専門的な対応を行うことができる体制の確保や、専門的な対応ができる人材の養成を行う機能。

(5)地域の体制づくり

地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築等を行う機能。

(その他運営に関する重要事項)

第16条 事業所は、従業員の資質の向上のため研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備するものとする。

(1) 採用時研修 採用後 3 ヶ月以内

(2) 継続研修 随時

2 事業所は、従業員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。

3 事業所は、利用者に対する指定地域相談支援の提供に関する諸記録を整備し、当該提供した日から5年間保存するものとする。

4 事業所は、指定地域相談支援の利用について市町村又は相談支援事業を行う者が行う連絡調整に、できる限り協力するものとする。

5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は事業者と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

1 この規程は、令和 6 年 10 月 1 日から施行する。